

第三十七回国 参議院大蔵委員会會議録第四号

昭和三十五年十二月二十日(火曜日)午後一時四十六分開会

委員の異動

本日委員前田佳都男君、塩見俊二君、田上松彌君及び原島宏治君辞任につき、その補欠として小山邦太郎君、村松久義君、永末英一君及び中尾辰義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 杉山 昌作君
理事 上林 忠次君
山本 米治君
大矢 正君
天坊 裕彦君

委員

岡崎 真一君
西川甚五郎君
堀 末治君
成瀬 幡治君
平林 剛君
永末 英一君
中尾 辰義君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 田中 茂穂君
大蔵省主計 上林 英男君
局法規課長 石野 信一君
大蔵省銀行局長 大蔵省銀行側
事務局長 常任委員
会専門員 木村常次郎君

説明員

大蔵省銀行局 橋口 収君
特別金融課長

本日の會議に付した案件

○日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(杉山昌作君) これより委員会を開きます。

委員の異動について御報告いたしました。本日付をもって委員田上君、原島君が辞任され、その補欠として永末君、中尾君が委員に選任されました。

○委員長(杉山昌作君) 日本開發銀行法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行の一部を改正する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題にいたします。

質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○平林剛君 法律案につきましてお尋ねする前に、政府にこの際資料の要求をしておきたいと思ひます。

金融業者が産業資本会社の株式を一定の割合以上持つてはならぬ、これはいかなる方法をもつてもいけないというのと、公取法第十一條に定めがあることは御承知の通りであります。しかる

に、最近金融業者、特にかなり大きな銀行筋におきまして、この規定に違反をして株の取得をしておる実情があり

ます。中には、事業団体に多くの役員を送りまして、実質的にその経営権を支配をしていこうとする考え方もうかがえる実例もありまして、私ひそかに関心を強めておるのであります。きょうはこの実例は申し上げませんけれども、銀行におきましてこういう実情があるかどうか、御調査をいただきたいと思います。そうして、その実情を資料として御提出をいただければお願いいたします。

○政府委員(石野信一君) 金融業者の事業会社の株式の所有に關しましては、これはただいまお話の中にもございまして、公取法の関係の規制でございまして、公正取引委員会の方の所管に相なっております。従いまして、今お話しのような資料を私どもの方の手元で御満足のいくようなものが調整できるかわかりませんけれども、なおよく具体的なお話もあつて伺いましたならば、そういうようなことも伺つた上で研究させていただきたいと思ひます。

○平林剛君 それでは、資料についてのお願ひはこの程度にいたしましたして、日本開發銀行法の一部を改正する法律

案につきまして若干お尋ねいたしたいと思ひます。

最初に、事務的なことでありますけれども、政府の提案理由の説明書によりますと、開發銀行の開發資金貸付残高が現在五千三百二十億圓に上つておると書いてあります。それから、もう一つの、大蔵委員会に提出をされた政府の資料によりますと、十月末現在五千二百三十億圓となつております。どうも数字が食い違ひますし、他の資料で調べていただきますと、十月末現在五千二百五十二億圓となつておる。どれが一番正確なんですか。

○政府委員(石野信一君) ここにございまして、提案理由の説明の中にございまして五千三百二十億圓というの、十二月五日の数字でございまして、なお、十月末の正確な数字は五千二百五十二億でございまして。

○平林剛君 そうすると、この一番新しい数字が提案理由のこの説明の数字というふうに理解をしてよろしいのです。

○政府委員(石野信一君) はい。

○平林剛君 次にお尋ねいたしたいのは、開發銀行の昭和三十五年度の資金計画について資料の提出がありましたけれども、現在この資金計画についての基本的な考え方を一つ御説明をいただきたいということ。それからもう一つは、資金計画の決定にあたりまして、現在どういふ措置をとられておりますか。私、寡聞にして実情を承知い

たしておりませんから、その計画立案にあたりまして現在とつておる状況について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(石野信一君) 最初に、日本開發銀行の昭和三十五年度の融資の計画並びに融資の方針について御説明申し上げますが、開發銀行の三十五年度の貸付計画は六百六十億圓で、前年度より二十億圓の減少となつておるのでございます。六百六十億圓の内訳をいたしましては、電力に二百五十億圓、海運に百四十五億圓、その他三百十億圓というふうになつております。その他のうちには地方開發のための貸付金七十億圓程度というものを含んでおるのでございます。

この融資計画につきましては、電力などの重点産業についても極力民間資金の活用をはかることを方針といたしまして、まあ従来からの考え方を引き続きとりまして、重点産業にもこの資金を割り当てる。基本的には、国民経済の長期にわたつての均衡ある成長、その基盤の育成強化ということを基本の方針といたしまして、ただいまの重点産業であります電力、それから海運というものの、ただいま申しましたような資金を割り当てまして、その他につきましても、地域的経済の均衡ある發展、それから産業関連施設の整備、国際収支の改善、一部には不況産業の再建というふうな観点から、その他のものの配分をいたしておる次第でござい

この貸付計画策定の手続といふか、やり方を御質問になったというふうに御了解したのでございますが、これにつきましては、財政投融資の決定の際に、関係各省からこういったいろいろな産業についての考え方、これについての資金の需要等につきまして要望がございまして、私どもの方の所管といたしましては、理財局で財政投融資全体を所管いたしておりますので、そこに要求のような形で、各銀行、公庫、従って開発銀行から資金の要求が出て参るわけでございます。これが財政投融資計画の中で、ただいまのように電力、海運、その他というふうな配分に相なりまして、決定を見るわけでございます。一応そういうことよろしゅうございませうか。

○平林剛君 それから、もう一つは、この法律案の趣旨によりまして、外債発行の道を開くということに一つのねらいがあるようにありますけれども、現在アメリカの経済実情から判断をいたしますと、ドル防衛措置その他の実情から考えまして、政府が考えておられますように、外債発行の市場等については、必ずしも広く大きいというわけにはいかないのではないかと考えられておるのであります。これにつきましてどういふような見通しを持っておられますか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(石野信一君) この外債を発行いたします法律案の御審議をお願いいたしますつきまして、外債発行の見通しはどうかというお尋ねと存じますが、この見通しの問題につきましては、いろいろの角度から考えられると思うのでございますが、一つには、

アメリカの金融市場の関係というものをから考えてみますと、アメリカの金融市場の条件は、最近金利も引き下げられて参っております。まあどちらかといふと、アメリカの経済状態というものは、金融の資金事情が窮乏な状態ではなくて、むしろこれが緩和されてきておる。アメリカの市場、長期国債条件等も、利回り等もそういう意味で下がってきておりまして、金融の条件ということから考えますと、むしろ発行ができるという可能性の方が多くなつてきておるわけでありませう。ただ、一方、日本の外債の値段が下がつておるといふ点が、これはある意味では発行に困ると思つておられる理由に相なると思つておられるわけでございませう。これは市場における証券の価格というものは、非常に心理的な要素もございませうので、こういうふうになつておる理由の一つには、日本の実情が必ずしも十分に理解されておらないで、遠方におります所有者等が、日本にかなりの政治不安のようなものがあるのじゃないかという印象を持っている面もあるのじゃないかと思つてございませう。こういう面になりますと、非常に心理的なことでございませう、一つは、絶対的にいつまでも必ず解消するということも中々ありませんが、逆にまた、いつまでも絶対に解消しないというふうな性質のものでもないと思つた次第でございませう。こういうようなことを彼此勘案いたしまして、全然見込みがないということではございませう。

それで、私も、この法律案の御審議をできるだけ早くお願いして、法律案の成立をお願いしたいと思ひます。ゆゑは、とにかくまあ、そういう意味で市場の調査をいたしますとか、あるいはある程度そういう意味の交渉をいたしますとかいふようなこと、これはまあ、情勢が変わつて参りました場合に、ある程度の準備ができておりました、いよいよできようかということから始めまして、なかなか時間がかかるものでございませうから、そういう意味で、とにかく権能を与えて、開銀としてそういうことを準備いたしておきます。情勢の変化に応じてこれを発行するといふ体制になつておるとは開銀としては必要ではなからうか、こういうふうな考え方では法律案をお願いしておる次第でございませう。

○平林剛君 開銀銀行の昭和三十五年度における資金計画を見ますと、外債発行による資金融資とか、あるいはそれを有効に使うとかという計画がないように見えますが、法律ではこういう権能を与えよといふ、開銀銀行の計画にはそれが載つていないといふことになりませうか、一体どういふことになりませうか。

○政府委員(石野信一君) この点は、御指摘の通り、開銀銀行の財政投融資計画の中にはこの外債の発行を織り込んでおらないのでございませうが、御承知の通り、電力関係の資金は非常に膨大な資金が要るわけでございまして、そのうち開銀銀行が扱う部分は少ない、一部分でございませうが、ただ、全体としての資金が窮乏であらうというところは当初から予定をされておつたのでございませう。そこで、外債発行というものを財政投融資計画に初めから組みまして、これが必ず財政投融資計画で確保されるという前提に立ちますと、民間の方で集める金の方がそれだけ少なくていいというふうな形の計画に相なりますので、とにかく外債発行がそういう意味でできますれば、当然そういうふうな全体の電力資金の計画に織り込んで見られるわけでありませうが、できない場合には、やはり民間の資金でやりまさんと、その場合の財政投融資計画としては、それができない場合に出すというふうな見通しもなかつたわけでございませう。従いまして、この方は安全の意味で財政投融資計画には見込みませんが、そして法律案の御審議をいたしまして、その成立を見ました後に外債発行できれば、それで電力資金を確保したい、こういう考え方に基づいた次第でございませう。

○平林剛君 先ほどお話がありましたように、外債市場における見通しなどについては必ずしも自信のあるものではない、未確定のものである、いろいろ情勢の推移によつて変わつてくるというところをお話しになりましたけれども、そのときに、いや、しかし、そうであるけれども、市場の調査であるとか準備というものは前からしておきたいというお話がありました。しかし、それは法律を改正しなくても、ふだんでもできることじゃないですか。

○政府委員(石野信一君) 開銀といたしましては、やはり権能がございませうと、相手方と申しますか、そういう関係者も開銀と接触することも安心してできないと申しますか、権能がないじゃないかと申すことも相当なりますので、開銀がやはりそういう調査もいたしておくといい意味において、

どうしても法律的な権能が必要な次第でございませう。

○平林剛君 先ほど私が、開銀の資金計画を立てるにはどういふ方法でおやりになるかと聞いたところが、大体開銀銀行あるいは政府関係者が相談をしてこれをきめる。開銀の資金計画の中には、外債発行の計画は、未確定とはいふものの、組まれていない、かたがた、今日の外債市場の現状を見まして、すぐにどうだということはない。ただいまお話がありましたように、市場の調査その他の権能をもらいたいという程度にすぎないといふれば、法律の緊急性ということについてちょっと私疑問を感ずるのであります。法律案が認められない場合には、何か支障がありますか。

○政府委員(石野信一君) 調査等にその理由の重点があるようにお受け取りになりましたけれども、これは、これはもちろん、発行できる情勢になればすぐ発行するといふことを前提にしてお話でございませう。ただ、調査と申しましても、あちらの市場の金利がどうだとか、それから証券の値段がどうかというだけでございませうと、別にそれは必ずしも開銀でなくてもできることになるかもしれないが、いよいよ外債発行ということになりますと、どういふ証券業者に接触するかとか、そういう人たちの考え方を聞くとか、あるいはまた開銀の内容を説明するとか、まあ、そういう意味での開銀自体として、まあ、調査をいたしましたけれども、必要になつて参りますので、法律的な権能がございませうと、そういう意味

の交渉といいますが、そういったこと
もできない。のみならず、そういうこ
とだけでなくて、最初に申しましたよ
うに、絶対見通しがないというわけ
で、可能性がもし出て参りましたら、
やはりできるだけ早く発行いたした
い、こういう考えでございしますので、
御了承いただきたいと存じます。

○平林剛君 この開銀法の改正により
まして権限を与えてもらいたいという
外債発行の目標につきましては、予算
案その他によりまして約百八億円の範
囲内ということに承知いたしているの
でございしますが、今日政府機関ある
いは民間団体で外債債の募集をして
いる実情あるいは将来の計画などに
つきまして、総合的に考えますと、
どういう程度でございしますか。

○政府委員(石野信一君) 今の御質問
は、一応外債の発行ということでは
申しますと、ただいま懸案になって
おります。すなわち、川鉄、住金の
外債発行が懸案になっておりまして、
この両者は世銀借款との抱き合わせ
で、プライベートな私募方式により
まして外債の発行を計画いたして
おります。これは大体、川鉄の外債
行が四百萬ドル、それから世銀借款
が六百萬ドル、もう一つの住金の方
は五百萬ドルで、世銀借款が七百
萬ドル、こういうふうになっており
まして、これは大体もう話がついて
いるものと了解いたしております。

○平林剛君 それだけで、現在計画
中あるいはそういう希望のあるもの
は、民間の会社のこととござい
ますから、希望を持っているものは

くさんあると思ひますけれども、具
体的にある程度話が固まっておる
ものは、こういうものでござい
ます。

○平林剛君 私は、固まっているもの
だけ聞いているのではなくて、固ま
らなくとも、少なくとも今政府が法
案を提案したくらい程度のものも
含めて、金般でどういうふうにな
っているか、ということを聞いてい
るのです。

○政府委員(石野信一君) 会社別では
外資導入に非常に熱意を持って
おるものがあると思ひますけれども、
これは大蔵省の段階には、具体的に
その話の許可申請というふうな形
で出て参りませんと、大体どうい
うな形に希望を持っています。だ
ういうことには参らないわけであ
ります。具体的には、外債発行で
出て参ります。今の二つでござい
ます。

○平林剛君 こういう外債の発行に
は、その契約あるいは条件など、結
局最後に国民が肩がわりするとい
うような形、あるいは予算は政府
がその裏づけをするというふうな
ことが伴うわけでありまして、ある
意味では、国民全般として重大な
関心を持たなければならぬ問題
であります。許可の申請が来てい
るものも金般でございまして、現
在はこれだけ、こういうお話です
か。

○政府委員(石野信一君) ただいま
のお話は、民間の外債募集、電
電公社の方は、御承知の通り、開
銀債と同じような政府機関として
ございまして、この方は政府保証
の關係がございまして、民間の方
につきましては政府の保証はござ
いしません。ただいまのところ、
そういう意味で外債発行として
許可の申請が出ております。建
議になっておりますのはこれだけ
でございします。

○平林剛君 もう一つお尋ねして
おきたいことは、この日本開銀
銀行の業種の貸し出し残高をな
がめまして、と、電力や海運、石
炭、鉄鋼など、わが国基幹産業
がこれに含まれておるものと
ございまして、このうち、私の
関心しているところによりまして
貸し出し金利を安くするとい
うふうなことが検討されてお
るというふうなことがござい
ますか。

○政府委員(石野信一君) 開銀銀行
の金利につきましては、基準金利
とそれ以外の金利とに相違して
おるものと存じます。電力とか、
海運とか、石炭、特定機械、
合成ゴム、硫酸というふうな
ものに、政策的な考慮を入
れまして、六分五厘という
ような金利が、まあほかにも
ございしますが、そういう
ふうに区別されておるものと
存じます。基準金利が九分と
いうことに相違しております。

この基準金利は、今の一般的な
金利の引き下げというものと
関連いたしまして、だんだん
この金利をすでに九分に
きめまして、それから、一般
の市中金利が下がってきて
おるという、たゞいまさら
に市中金利は下がるとい
うような話も一応出て
おるものと存じます。そう
いうのに関連いたしまして、
これも基準金利を下
げたらどうかというふうな
話もございしますが、具
体的にまだそういう
ことについては結論
を出すというふうな
状態ではござい
ません。

○平林剛君 たとえば、最近海運
業界において、その合理化とい
いますか、再建といいますが、
金利について何か便宜をはか
らう、金利について何か便宜
をはかろう、という話があ
って、政府におきましては、
たゞいま六分五厘の基準
金利をさらに下
回った三分五厘程
度

にするとかしないとかいう話を
私は聞いたのですが、そういう
事実がござい
ますか。

○政府委員(石野信一君) 基準金利
について申したのは、九分の
基準金利の話でございまして、
今お尋ねの海運の六分五厘
の方につきましては、別の
話として、そういう要望、
希望というものがござい
ますことは聞いており
ますけれども、具体的に
そういう問題を取り上げて
おられない。これは結
局、開銀銀行の経理の
関係、従ってまあ
産投会計の納付金の
問題にも関連して
参ります。それから
金利体系の問題
といたしましては、
まだ今のところ
で、私どもとしては、
まだ今のところ
検討する段階には
なっておりません
けれども、いずれに
せよ、重要な問題
でございしますから、
そういう問題が
ございしたら、
そのときいろいろ
私どもの考え方
に資したいと思
ひますが、今の
ところは、まだ
都内で問題にな
っておりません
から、御了承
願いたいと思
ひます。

○山本米治君 開銀銀行ばかりで
なく、輸出入銀行にも共通する
問題ですが、この政府銀行の
資金源は、もちろん政府の出
資、それから資金運用部か
らの借入金、貸出金の利息等
からなっていると思ひますが、
一体資金コストというものは
政府金融機関にはあるのか
どうか、計算しておられる
かどうか。その点、民間銀行
とだいぶ違うところがある
と思うのですが、資金コスト
は一体政府銀行は考えて
おられますか。

○政府委員(石野信一君) もちろん、
政府金融機関につきましても、
資金コストはございします。
結局、借入金の利息とか事務
費といういわゆる狭義の資
金コストに、今のような経費、
事務関係の経費等を加えた
ものが、資金コストに相
当するわけであり
ます。

それで、開銀につきましても、
そういう意味で資金コストを
上回った利回り
で貸すということに相
なりますから、そこ
に利益が出る。それ
を国庫に納付する
という形で納付金
が出て参ります。

○山本米治君 輸出入銀行など
非常に金利が安いようで、
引き上げが問題
になったようだが、
資金運用部からの
借入金金利は六分
五厘、これはコスト
経理から出てくる
のか。この六分五
厘はどうか。

○政府委員(石野信一君) 理財局
の所管事項でござい
ますが、便宜から
お答えいたします
が、これは資金
コストの面から
申しますと、六分
五厘といふのは
妥協と申します
が、資金コスト
の面から申しま
す、下の方の限
界と申します
が、そういう
関連があるわけ
であります。同
時に、六分五厘
といふのは、戦
後こういう電力、
海運等につきま
して政策的に考
えて参りました
ものの基準とい
います。そうい
うもので、六分
五厘でございま
すので、従来、
六分五厘で資金
運用部から融通
をいたしてお
るわけであり
ます。

○山本米治君 資金運用部の借
入金金は六分五
厘といふコスト
はかかるので
すが、一般会計
から入った分
は、これは、た
だ税金から入
るわけですか
。六分五厘と
たまたまの
ものが、いわ
ば、それに経
費といふもの
が、あります
けれども、そ
れがコストに
なるわけで、
そうして、た
だの部分が多
くなれば、金
利の平均は安
くなるわけで
、そこで今度
も輸銀などに
は、だいぶ大
幅な支出、出
資

をするわけなんです、そうすると、これは政府銀行に関する限りは、金利は、一般金利というようなものをほとんど無視して、自由に政府がきめ得るということになるわけです。安くしようとするれば、ただの分をなるべく多く注ぎ込めばいい、こういうことになるわけですが、そうすると、一般金利、その国の金利水準というのは基準というものがあろうと思いますが、それより安い部分は、これは補助金と考えていいのですか。そういう観念になるのでしょうか。

○政府委員(石野信一君) 政府機関の資金コストにつきましては、確かに、開発銀行のように、当初なされた出資の多いものにつきましては、資金コストが低く、しかも、その場合に貸し出しは、資金コストが安いから、貸せるだけの安い金利で貸すという考え方をとっておりませんので、先ほど申しましたように、基準金利は九分、それから電力、海運等について六分五厘というような定め方をいたしております。従って、その部分が利益金になりまして担当会計の収入に立つわけでございます。

そういう意味において、金利が安いのが補助金かというお尋ねでございますが、その辺のところは観念の仕方でございます。輸銀等につきましても、プラント輸出というものの重要性というものを考えまして、国際金利並みでやろう、電力、海運等につきましても、開発銀行も大体六分五厘というところで基礎産業の育成に資するというところでございまして、補助金という観念で絶対ないか、そういう考え方が成り立たないかと言われれば、そういう

うふうに考えても悪くはないかもしれませんが、金利でございまして、そのところは、金利でございまして、あまりむちゃくちゃに不合理に安くならないければ、やはりある程度政府機関がそういう金利を安くするという考え方もあり得るわけでございますから、必ずしも補助金と言わなくても、安い金利で政府機関が提供しているというふうに理解されてもいいのじゃないかと思ひます。

○山本米治君 そうすると、日本の輸銀、輸出入銀行などは、今までは安い金利でやっておった。今後は安い金利でやるけれども、今度上げるといふのは、外部から、あまり安過ぎるという抗議というか、注意というか、あつて上げられるということをお願いしているのですが、政府としては今までのように安い金利で続けられるが、外国の関係からあまり安過ぎると指摘されたので上げる、こういうことになったわけでしょうか。その事情を一つお伺ひしたい。

○政府委員(石野信一君) ただいまの輸銀の金利の引き上げの問題は、決して外国からそういう強制があつたとか、抗議があつたとか、あるいは要望があつたという関係で問題になっておるわけではございません。ただ、輸銀の金利をきめましたときからあと、国際金利の方も若干上がつておられますと同時に、この輸銀の方は資金コストと利回りとかとんでございまして、そのうち、そういう意味で、まあできるだけ金利は、輸出に非常に障害になるということになりまして、これはまた問題でございますが、そうでない限りにおいては、利回りをよくするということが

が金融機関としては必要なことでございまして、私どもは、そういう建前から、若干でも上げて参りたいというふうには考えておるわけでございますが、ただ、輸出増進というふうな問題もございまして、いろいろの意見がございまして、しかし、私どもとしては、ある程度引き上げる方向に進みたいというふうに考えておる次第でございます。

○平林剛君 私、開発銀行の現況について全く知らぬのでありますけれども、伝えられておるところによりますと、俗にいへば焦げつきですか、延滞というふうな事例が起きておると聞いておるのではありませんが、その実情はどうですか。具体的に申し上げますと、海運に対する貸し出しにつきましては、これが延滞、いわゆる焦げつきになつておるといふ話がありますが、その実情を聞かしていただきたい。

○政府委員(石野信一君) 焦げつきというお言葉でございますが、これが海運につきましても、非常に好況、不況の影響を受けやすい産業でございまして、内入れ猶予という制度をとつております。従いまして、全体としての期限の中で内入れをしていく部分が一時ずれましても、それは内入れ猶予というふうな指示をいたしておりました。焦げついで取れなくなるという形になつておるわけでもないものでございまして、いわゆる焦げつきといわれております。延滞という形になつておりますものは、延滞率は一・三三％、これは一般の金融機関より低い程度でございます。

○大矢正君 開発銀行の基準金利といたうのがありますね、九分ですか、その基準金利で貸し出しておる額というのはどのくらいのものになるのですか。というのは、電力がおそらくべらぼうに多いわけですが、これは六・五％になつておる。海運、石炭というところは、大口はみな六・五％になつておるが、基準金利で実際に貸し出しておるなんというところは、およそおなじかなものしかないと思うのです。今までの貸し出しの中で基準金利で貸し出しておるのがあるのか。さらにまた、三十五年度の計画の中で、大体基準金利で金を貸すというものの額はどのくらいになるのか、その点ちょっと……。

○政府委員(石野信一君) 先ほどの数字と若干違ひますが、九月末現在、額で約五千二百億の貸付残高の中で九分の金利を適用しておりますのが七百億という、一四％足らずということに相なつております。

○大矢正君 そうすると、基準金利というものは、事実上は九分でなくて、六・五％が基準金利だという解釈になるのじゃないですか、僕はよくわかりませんが、基準金利がほんのわずかであつて、ほかはみんな基準金利を下回つておる。基準金利じゃないと思うのです、しろうとですけれども。

○政府委員(石野信一君) 量から見ますと、これもともなお尋ねでございますが、これは考え方の問題でございまして、やはり開発銀行としまして、政府機関とはいへ、できる限り市中の金利というものを基準にとつて、これとかけ離れないで考えるというのが政府機関の本来の建前でございまして、そこに、政府機関でございまして、今度

るの要素について特定の金利が適用されるわけでございます。従いまして、量的には確かに、おっしゃる通り、基準金利の方が少ないわけでございますが、やはり市中金利との関係等を勘案しますと、九分というものを基準金利と考へまして、そうしてむしろ六分五厘の方が例外だというふうに私どもは考へて、こういうふうな言葉を使つておるわけでございます。六分五厘が原則で、九分の方が少ないから例外ということでなくて、従つて、金融機関の監督者だけの立場から申しますと、あまりべらぼうに安い金利はなるべく出さないようにというふうな考え方をする意味においても、基準金利というものは九分の方を基準金利と呼んでおるわけでございます。

○大矢正君 この主力となる金利というものが、ほとんど六・五％ということになると、資金運用部から出る金の金利と同じということになるのですが、六・五％という数字はもともと、あれですか、電力とか海運とか、石炭というものの産業の金利負担能力というものが判断して出てきたのか、あるいは市中金融機関との関連においてこういう数字が出てきたのか。これは今ごろこういうふうな質問をするのはおかしいですが、今金利を引き下げるといふ問題が全般的に出ていますから、これとの関連で尋ねておきたいと思ひます。

○政府委員(石野信一君) この六分五厘になつております根拠ということになりますと、これはある意味で歴史的、という話が大き過ぎますけれども、今までの経緯なり、そういうこともとも関連があると思ひますが、やはり資金運用部の資金コスト、それから

従来の金利の推移、国債の金利等を考
えまして、国債の金利の利回りが六分
四厘三毛ということになっております
から、そういうことを勘案いたしまし
て、六分五厘という数字を、基準とい
うと間違ひですが、政策金利の一つの
めどといたしておると私は了解いたし
ます。そういう意味で、決して業界の
金利負担ということから割り出してい
るのじゃなくて、従ひまして、これを
特に業界の負担の方から引き下げると
いうようなことはなるべく考えたくな
い、銀行監督の衝に当たる私どもとし
てはそういうような考え方をいたして
おるわけでありませう。

○大矢正君 外債の発行というものの
限度は資本金の二倍ということになっ
ておるようですが、それは事実二倍が
限度であるということを書いているに
すぎないと思うのですが、将来にわ
たつてどの程度まで外債というものを
発行するということに考えておられる
のか。金額的な面では、べらぼうに、ど
んどん引き受け手があれば、アメリカの
証券業者その他の引き受け手があれば
出すと考へてゐるのか、ある程度計画
性をもつて向こう何年間にどの程度の
ものを考へておられるのか、その点、
ちょっと尋ねておきたい。

○政府委員(石野信一君) 今のお尋ね
は、開銀だけでなく、全般的な外債発
行の考へ方についてのお尋ねだと了承
してよろしいかと思ひますが、そうい
う意味でございませうと、これは結局、
日本といはしましては、今資本の蓄積
が少くない、にもかかわらず、経済成長
の意欲というものは非常に強い。そう
なりますと、常に金利なども、資金需
給の関係から申しますと、なかなか下

がりにくい。一方、為替の自由化、貿
易の自由化が進んでいきますと、金利
を下げていかなければならない。こう
いう考へ方からいたしまして、できる
だけ健全な外債は導入していった方が
いいという方針で考へられておると私
は思ふのでございませうが、そういう意
味で、幾らまでは大丈夫かということ
でございませうが、これはまあ日本の経
済力の伸び方、それから逆に向こうで
のそういう外資の入り可能性の問題等
とも関係があると思ふのでございませ
うが、一つの国に対して、あるいはまた、
たとへば開発銀行というような一つの
機関をとりましても、そういうその日
本の経済力をこえてどんどん外債発行
ができるというようなものではないと思
ひます。その辺のところは、具体的に
に幾らまではいいかというふうに御質
問いただきましても、なかなか具体的
な数字で申し上げるわけにも参りませ
んが、しかし、従来毎年発行している
ような程度のものでやっています場
合、これはとにかく長期の金でもござ
います。従つて、日本の国の経済力が
伸びて参りますれば、それによつて返
済能力がついてくるわけではございま
すから、そういう意味で従来程度のもの
が行なわれていても別に心配はない
と、こういうふうに考へる次第でござ
います。

○大矢正君 輸出入銀行の貸し出しに
は、特に一番安い金利の四%ですか、
これは現状輸出金融は九百八億圓とい
う資料が出ておりますけれども、この
貸し出し残高のうちどのくらい四%
の一番最低の金利で出しているのがあ
るのか。

○政府委員(石野信一君) 九月の数字
で全体が千百億程度でございませうが、
そのうち四%の適用になっております
のが七百五十八億、六八・四%でござ
います。これは輸出金融でございませ
う。○大矢正君 そうすると、輸出金融が
九百八億のうちから、そのうちの七百
五十八億、約八百億近くというものは、
輸出金融のほとんどの部分が最低
金利の四%ということになるわけであ
る。

○政府委員(石野信一君) そうでござ
います。

○大矢正君 そこで、さつき山本委員
の質問にもあつたのですが、問題と
なっている、金利があまり安過ぎるで
はないかという、それから他の金利と
の関係、そういう面から、この点につ
いて通産省と大蔵省との間にいろいろ
意見の違いがあるという話は前々から
出ているのですけれども、これは一体
調整がついたのか。

○政府委員(石野信一君) お尋ねの点
につきましては、現在、おっしゃる通
り、輸出金融の中で四分の適用を受
けているものが非常に多いわけでご
ざいます。これは四分の適用と申しま
しても、輸銀として四分で協調融資
に相なつております関係で、民間資
金を合わせますと五分程度の金利に相
なるわけではございませう。その金利で
も、もう少し上げていいのじゃないか
という考へ方を私どもとしては持ち
まして、そういうことで検討をいたし
ておるわけではございませう。それで、
まあ輸入金融が現在四分五厘が通常に
なつておりますが、これを六分五厘に
上げておきたい。それから、投資につ
きましては四分五厘以上で、通常が五分で
ございませうが、これを七分に上げたい。

輸入金融と投資金融につきましては、
大体結論がそういうことで出ておりま
す。輸出金融の点につきましては、先
ほど米お示しのように、こういう金利
が輸出に非常な障害にならない限り上
げたいと、こういう考へ方を持ってお
ります。

なお、決してそういう意味で上げな
いというふうにきまつたわけではござ
いませうが、何分いろいろ国際経済関
係も、変化があるのかないのかわから
ないままに、いろいろ問題も提起され
ておりますときでございませうし、また一
般の市中金利も下がるという話も出て
おるときでございませうので、いまし
ばらくとにかく検討を続けよう、こうい
うことに相なつております。私の方と
しては、これは上げる方向で検討して
いるというふうに申して差しつかえな
いと思ひますが、そういう状態でござ
いますので、御了承願ひたいと思ひま
す。

○大矢正君 参考のために、輸入金融
の最低の四・五%ですか、四分五厘、
これの金額がどのくらいあるのか、念
のために承つておきます。

○政府委員(石野信一君) 金融課長か
らお答えいたします。

○説明員(橋口収君) ただいまのお尋
ねは、輸入金融のうち四分五厘の金
利を適用しておる金額はどのくらいあ
るかという御質問であります。三十
五年九月末現在で申しますと、二十一
億六千九百九十万圓ということになつて
おります。

○大矢正君 そうすると、全部最低金
利でやっているわけですか。

○政府委員(石野信一君) そうです。
これは、最低がきまりますと、大体金

利が何分以上ということになります
と、それが實際上、普通の金利の場合
でもそういうようなきめ方をいたしま
すので、どうしてもそれが原則になる
可能性があると申しますか、そういう
ふうになるものでございませうから、
従つて今改訂しようというものは、そ
ういう意味で適用金利の最低と申しま
すか、そういう基準を変えようというこ
とであります。それが変われば、今度
はみなそこに参るわけでありませうか
ら、何分といつても、それは一番低い
ところに行く。普通きめ方がそういう
常識になつております。

○大矢正君 これは結局、百何十億も
輸出入銀行に出資をして、そのこと
によつて輸出入銀行としての貸付対照表
というものがつじつまが合つてくるわ
けなんです。将来輸入金融、輸出金
融にも金利問題が波及して、これを逆
に上げるといふようなことが出てきた
場合に、事実上政府の百二十五億の出
資などというものは必要ないじゃない
かということにもなるのじゃないかと
思ふのであります。

○政府委員(石野信一君) その点は、
金利を改訂いたしましたけれども、それが改
訂後の貸付から適用になりますので、
過去の分からは急に金利が上がるという
ふうには参りません。従つて、金利を
上げたところの経理に対する影響とい
うものは、きわめて徐々に出て参りま
すので、金利を上げますというこ
とは、経理の関係もございませうが、同時
に、金利体系、金利の考へ方というよ
うな点からも、上げるというふうな考
え方が出てくるわけではございませう。
従ひまして、特に百二十五億に影響があ

るといふようなことは事実上ないわけ
でございます。

○大矢正君 銀行局長、最近の三十四
年の四月から三十五年三月三十一日ま
での一年間の開発銀行の業務報告書と
いうのがあるのだが、これをできたら
一つ、開発銀行に出すように言ってく
れませんか。なかなか、これはちょっ
と一わたり借りて見たのですが、いい
ことが書いてありますから。

○政府委員(石野信一君) 今のは開発
ですか、輸銀ですか。

○大矢正君 開発銀行です。それか
ら、輸銀もそういう資料を出してもら
いたい。今まで出ていないのじゃない
ですか。

○政府委員(石野信一君) それは印刷
物で数が足りるか足りないかの問題
でございますから、急にといつて、そ
れを印刷しますのもあれでございます
けれども、お手元に、御参考のため
に、とりあえず届けさせていただきま
して、全体としてお配りできるかどう
かわかりませんが、皆さんのお
許しを得ますれば、個人的な資料とし
てお手元に開銀、輸銀のものを届けさ
せていただきます。

○大矢正君 従来も中小企業金融公
庫、国民金融公庫、商工中金、こうい
うところは、業務報告書とまではいか
なくても、類似したものを国会議員の
われわれに、大蔵委員だけだと思ふの
だが、配っている。ところが、開発銀
行とか輸出入銀行は、従来あまりその
例がないようですね。ですから、よく
その辺を言ってくれませんか。

○委員長(杉山昌作君) 銀行局長に申
し上げますが、今のは、部数の関係等
もありまして、個人的に、もし部

数がありましたら、全部でなくてもよ
ろしゅうございますが、なるだけたく
さんあったら、配付されたいと思いま
す。

○政府委員(石野信一君) はい。

○委員長(杉山昌作君) 速記をとめ
て。

(速記中止)

○委員長(杉山昌作君) 速記をつけ
て。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十九分散会